4. 就業支援に関する施策等

(職業訓練)

職業訓練メニュー

(平成28年度)

母子家庭の母等

働いているひと

雇用保険加入者

雇用保険非加入者

(週20時間未満の短時間労働者など)

働いていないひと

雇用保険受給資格者(離職者など)

雇用保険受給資格者以外

(専業主婦だった者など)

訓練受講を支援する施策

教育訓練給付金

厚生労働大臣が指定する講座を 受講し、修了等した場合、受講費 用の最大60%を支給(上限年間 48万円)

※働いていないひとも含む

自立支援教育訓練給付金

地方公共団体指定の講座修了後 に受講費用の60%を支給(上限2 0万円)

※働いていないひとも含む

雇用保険の基本手当

公共職業訓練等の全期間中支給 日額:1,832~7,775円 ※平成28年8月1日以降の適用額

訓練手当(職業転換給付金)

職業訓練の全期間中支給 日額:3,530~4,310円 ※他に通所手当等あり。

職業訓練受講給付金

求職者支援訓練等の受講期間中の受講手当(月10万円)と通所手当(通所経路に応じた所定額)を支給

※一定の要件あり。

母子家庭の母等の特別対策

高等職業訓練促進給付金

1年以上養成機関で修学する場合に、修業期間の全期間(上限3年)について生活費を支給。

月額:100,000円

(市町村民税非課税世帯の場合)

<対象資格>

都道府県等の長が地域の実情に

応じて定めるもの

(例)看護師、理学療法士、作業療

法士 等

母子父子寡婦福祉貸付金

無利子で貸付(保証人有り)

生活資金:

月額:141,000円 貸付期間:5年以内 償還期限:20年以内

技能修得資金:

月額68,000円

貸付期間:5年以内 償還期限:20年以内

公共職業訓練の実施

母子家庭の母等の職業能力を開発し、就職を支援するため、訓練の受講を希望し、本人の職業能力・求職条件等から受講の必要性が高い者に対し無料の公共職業訓練の受講をあっせんしている。

なお、雇用保険受給資格者以外の母子家庭の母等が公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合には、 雇用対策法に基づき、訓練手当が支給される。

雇用対策法に基づく訓練手当の支給人数

(雇用保険受給資格者以外の母子家庭の母等が公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
受給件数	837件	677件	675件	652件	618件	582件

自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母及び父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援し、自立を促進するため、雇用保険の教育訓練給付の受給資格のない母子家庭の母及び父子家庭の父が、教育訓練講座を受講し、修了した場合に、その経費の一部(受講料の6割相当額(12千円を超える場合。上限20万円))を支給する自立支援教育訓練給付事業を実施している。(平成28年度)平成15年度から母子家庭の母を対象に事業を開始し、平成25年度からは、事業の対象に父子家庭を追加して実施している。実施主体は、地方公共団体(都道府県、市及び福祉事務所設置町村)であり、対象となる教育訓練講座は、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座に加え、都道府県等の長が地域の実情に応じて定めることができることになっている。

自立支援教育訓練給付金事業の実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成15年度	35か所(74.5%)	1か所(7.7%)	6か所(17.1%)	116か所(17.6%)	158か所(21.0%)
平成22年度	47か所(100.0%)	19か所(100.0%)	40か所(100.0%)	694か所(88.9%)	800か所(90.2%)
平成23年度	47か所(100.0%)	19か所(100.0%)	41か所(100.0%)	696か所(88.7%)	803か所(90.0%)
平成24年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	41か所(100.0%)	715か所(90.5%)	823か所(91.6%)
平成25年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	42か所(100.0%)	732か所(92.4%)	841か所(93.3%)
平成26年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	43か所(100.0%)	738か所(93.1%)	848か所(93.9%)
平成27年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	45か所(100.0%)	737か所(93.2%)	849か所(94.0%)

資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注)数字はか所数、()内は、都道府県、市等における実施割合。

自立支援教育訓練給付金事業の実績

く支給実績等>

	事前相談件数	受講開始件数	支給件数
平成15年度	1,569件	483件	186件
平成22年度	4,052件	1,830件	1,537件
平成23年度	3,613件	1,571件	1,159件
平成24年度	3,922件	1,828件	1,234件
平成25年度	3,068件	1,253件	1,004件
平成26年度	2,660件	928件	647件
平成27年度	2,970件	936件	641件

<就業実績>

	総数			
	心奴	常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成15年度	89件	27件	57件	5件
平成22年度	880件	315件	538件	27件
平成23年度	682件	242件	416件	24件
平成24年度	880件	280件	568件	32件
平成25年度	675件	215件	430件	30件
平成26年度	488件	186件	281件	21件
平成27年度	513件	189件	313件	11件

資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

高等職業訓練促進給付金等事業

経済的な自立に効果的な資格の取得により、母子家庭の母及び父子家庭の父が、児童扶養手当から早期脱却することを支援するため、養成機関で1年以上修学する場合に、高等職業訓練促進給付金を支給する事業を実施している。(平成28年度) 平成15年度から母子家庭の母を対象に事業を開始し、平成25年度からは、事業の対象に父子家庭を追加して実施している。 実施主体は、都道府県、市、福祉事務所設置町村であり、対象となる資格については、都道府県等の長が地域の実情に応じて定めることになっている。

高等職業訓練促進給付金等事業の実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成15年度	29か所(61.7%)	1か所(7.7%)	6か所(17.1%)	91か所(13.8%)	127か所(16.9%)
平成22年度	47か所(100.0%)	19か所(100.0%)	39か所(97.5%)	670か所(85.8%)	775か所(87.4%)
平成23年度	47か所(100.0%)	19か所(100.0%)	40か所(97.6%)	700か所(89.2%)	806か所(90.4%)
平成24年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	41か所(100.0%)	711か所(90.0%)	819か所(91.2%)
平成25年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	42か所(100.0%)	727か所(91.8%)	836か所(92.8%)
平成26年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	43か所(100.0%)	741か所(93.4%)	851か所(94.2%)
平成27年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	45か所(100.0%)	744か所(94.1%)	856か所(94.8%)

資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ (注)数字はか所数、()内は、都道府県、市等における実施割合。

高等職業訓練促進給付金等事業の実績

<支給実績等>

	総支給件数	資格取得者件数
平成22年度	7,969件	2,114件
平成23年度	10,287件	3,016件
平成24年度	9,582件	3,821件
平成25年度	7,875件	3,212件
平成26年度	6,961件	2,804件
平成27年度	5,768件	2,256件

<就業実績>

	総数			
	松奴	常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成15年度	128件	112件	13件	3件
平成22年度	1,714件	1,519件	177件	18件
平成23年度	2,442件	2,129件	280件	33件
平成24年度	3,079件	2,739件	303件	37件
平成25年度	2,631件	2,369件	253件	9件
平成26年度	2,217件	2,003件	201件	13件
平成27年度	1,785件	1,561件	219件	5件

資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していないことから希望する就業ができないことや安定した就業が難しいなどの支障が生じているため、高等学校を卒業していない(中退を含む。)ひとり親家庭の親や子どもが、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において、受講修了時給付金(受講費用の2割相当額(4千円を超える場合。上限10万円))及び合格時給付金(受講費用の4割相当額(上限は受講修了時給付金と合算し15万円))を支給するひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業している。(平成28年度)

平成27年度から事業を開始し、実施主体は地方公共団体(都道府県、市及び福祉事務所設置町村)であり、対象となる講座は、 高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座とし、実施主体が適当と認めたものとしている。

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施状況

		都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成2	7年度	20か所(42.6%)	6か所(30.0%)	4か所(8.9%)	51か所(6.4%)	81か所(9.0%)

資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ (注)数字はか所数、()内は、都道府県、市等における実施割合。

く支給実績等>

	事前相談	支給件数
平成27年度	81件	6件